

日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書

昨年 12 月 12 日、日本政府と豪州政府は、両国間の経済連携協定（EPA）を締結するための政府間交渉を始めることで合意した。

ところで、豪州から我が国への輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な品目である米、麦、牛肉、乳製品及び砂糖などが含まれており、今後、豪州政府は我が国の農業市場の開放を迫ることが懸念されている。

仮に、今後の交渉において、これら重要品目の関税撤廃がなされた場合、我が国の農業は甚大な打撃を被る恐れがある。

また、本市はじめ沖縄においても基幹作物であるさとうきびやそれと一体の地場産業である糖業はじめ重要な位置を占めている畜産業が壊滅的な打撃を受け、地域経済全体に甚大な影響が出るものと憂慮される。

よって、政府におかれては、本市農業及び地域経済の安定的持続的発展を図るため、下記の事項について断固とした対応をなされるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について、十分配慮しない場合は交渉の中断も含めた判断を下されるよう強く要請する。

記

- 1 砂糖、牛肉、麦、乳製品及び米などの重要品目の関税撤廃は、我が国及び本県の農業を崩壊させ、地域経済に大きな影響を与えるものであることから、日豪 EPA 交渉においては、これらの重要品目を除外すること。
- 2 本市のさとうきび産業及び畜産業が今後とも安定的継続的に営まれるよう、日豪 EPA 交渉においては、砂糖及び牛肉等の品目を関税撤廃の例外品目とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会

提出先：内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣